

加古川市民交流ひろばにおける青少年活動団体の使用料の減免に関する内規

令和6年8月5日
教育指導部長決定

(趣旨)

第1条 この内規は加古川市民交流ひろばの使用に関する要綱（令和6年2月29日市民協働部長決定。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、社会教育課で認める減免対象団体に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免対象となる団体)

第2条 要綱第7条第1項第5号に定める減免対象団体とは、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 加古川市民交流ひろばの設置及び管理に関する条例（令和3年条例第33号。以下「条例」という。）第5条第1号オに規定する青少年の健全育成に関する活動を行う団体で次のいずれにも該当する団体

ア 市民が主体となって組織された団体であること

イ 継続的な活動を行っている団体であること

ウ 営利を目的としない団体であること

エ 政治及び宗教上の主義を推進、支持し、又はこれに反対することを目的としない団体であること

オ 会員が加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難される関係を有するものでないこと

(2) 青少年団体連絡協議会（令和4年6月23日解散）に加入していた団体、もしくは加古川市立青少年女性センター（令和4年6月1日廃止）の使用に関し青少年活動団体として使用料の減免が認定されていた団体

(減免の対象となる青少年の健全育成活動)

第3条 前条に定める団体が、青少年の心身の健全な発展を促し豊かな人間性を育むことを目的に行うボランティア活動、スポーツ・レクリエーション活動、文化活動、自然活動などの活動（学校教育に関する活動は除く）に係る会議、研修、催し等のために使用する場合、減免を認めるものとする。ただし、活動においては勧誘・宣伝などの営利を目的とする行為を行ってはならない。

(申請に必要な書類)

第4条 加古川市民交流ひろばにおける使用料の減免認定を受けようとする場合は、加古川市民交流ひろば使用許可兼使用料減免申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、これまでの活動実績等により確認できる書類については提出を省略することができる。

- (1) 団体の規約及び活動実績がわかる書類
 - (2) 当該使用にかかる活動内容がわかる書類
 - (3) 参加費等及び入場料等を徴収する場合は収支計画書
- (補則)

第5条 この内規に定めるもののほか必要な事項は別に定める。